

令和5年度 福島県への観光誘客助成等事業一覧表

教育旅行

| No. | 市区町村 | 誘客事業名称 | 事業内容 | 事業開始月日 | 事業終了月日 | 助成対象 (県外在住対象など) | 対象人数等 | 県助成との併用 | 問合せ先名称 | 問い合わせ先 電話番号等 | 詳細ホームページ |
|-----|---|-----------------------------|--|-----------|---------------------------|---|--------------------|---------|---------------------|-----------------|---|
| 1 | 福島市 相馬市 二本松市 伊達市 本宮市 桑折町 国見町 川俣町 大玉村 飯館村 | ふくしま田園観光圏教育旅行現地 視察支援助成金 | <p><事業概要> 福島市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村及び飯館村から成る観光圏域内(以下「域内」という。)への教育旅行を検討する旅行者が域内の教育旅行プログラムや観光施設、宿泊施設等の現地視察を行う際に要する経費の一部を助成します。</p> <p><助成対象経費> ・発地から現地までの合理的な手段による交通費 ・域内での宿泊費 ・域内の教育旅行プログラムや観光施設の参加料及び入場料等 ・観光ガイド利用に係る経費 ・その他、代表が必要と認める経費</p> <p><助成金額> ・1人あたり20,000円(上限額) ・1団体あたり80,000円(上限額) ・助成率2分の1以内(1,000円未満の端数が発生した場合は、これを切り捨てるものとする)</p> <p><事業実施団体> ふくしま田園観光圏(事務局:福島市観光交流推進室)</p> | 令和5年5月15日 | 令和6年1月31日 (予算額に達し次第終了) | <p>発地が福島県外からの視察で、次の要件をすべて満たす者</p> <p>・旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の旅行業又は旅行者代理業の登録を受けた者をいう。)であること。</p> <p>・現地視察において域内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること。</p> <p>・行程に域内の教育旅行プログラムや観光施設の視察を2つ以上含めること。</p> | 1人以上 1団体以上 | ○ | 福島市 観光交流推進室 | 024-525-3722 | https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kankou-shigen/shisatsu_ivosei.html |
| 2 | 福島市 相馬市 二本松市 伊達市 本宮市 桑折町 国見町 川俣町 大玉村 飯館村 | ふくしま田園観光圏教育旅行プロ グラム造成助成金 | <p><事業概要> 福島市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村及び飯館村から成る観光圏域内の教育旅行プログラムを造成した事業者に対し、10万円を上限に造成に要した経費の一部を助成します。</p> <p><助成対象経費> ・プログラム造成に係る物品の購入費用 ・プログラム造成に関連する資料(パンフレット、ワークシート等)やホームページの作成に係る費用 ・ワークシート等の作成に係る講師からの助言を得るために要する費用</p> <p><助成金額> ・10万円(上限額) ・助成率2分の1以内(1,000円未満の端数が発生した場合は、これを切り捨てるものとする)</p> <p><事業実施団体> ふくしま田園観光圏(事務局:福島市観光交流推進室)</p> | 令和5年5月15日 | 令和6年2月28日 (予算額に達し次第終了) | <p>観光圏域内の教育旅行プログラムを造成した事業者のうち、次の要件をすべて満たす者</p> <p>・地域ならではの教育旅行プログラムであること。</p> <p>・教育旅行プログラムとして、スタッフの確保等実現可能性があること。</p> <p>・教育旅行の問い合わせ対応ができる体制を整えていること。</p> <p>・複数年にわたって継続して実施できること。</p> | 1事業者 | ○ | 福島市 観光交流推進室 | 024-525-3722 | https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kankou-shigen/kankoken/2023program_zousei.html |
| 3 | いわき市 | いわき市教育旅行 誘致促進事業助成金 | <p>市内の宿泊施設に1泊以上宿泊し、かつ、観光施設を1施設以上利用する教育旅行(学校行事の一環として行うもの)を催行する旅行者に対して、助成金を交付します。</p> <p>・参加児童(生徒数)×1,000円を交付金額とし、申請1回につき20万円を上限。 ・同一年度内において、同一申請者から再度申請があった場合、10万円を上限。 ・同一年度内における、同一申請者からの申請は2回を限度。</p> | 令和5年4月1日 | 令和6年3月31日 (予算額に達し次第終了) | <p>いわき市外の、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校が、学校行事の一環として行う教育旅行を催行する旅行者</p> | 児童(生徒)30人 以上の宿泊 | ○ | いわき観光まちづくり ビューロー | 0246-44-6545 | http://kankou-iwaki.or.jp |

| No. | 市区町村 | 誘客事業名称 | 事業内容 | 事業開始月日 | 事業終了月日 | 助成対象 (県外在住対象など) | 対象人数等 | 県助成との併用 | 問合せ先名称 | 問い合わせ先 電話番号等 | 詳細ホームページ |
|-----|------|---------------------------|---|-----------|--------------------------------------|---|------------------------|---------|---------------------------------------|-----------------|---|
| 4 | 喜多方市 | 教育旅行等誘致促進事業(教育旅行等現地見下見支援) | 喜多方市において教育旅行の実施を計画(企画)している学校関係者又は旅行会社が、体験場所などを現地見下見の際の経費(交通費、宿泊費、各種体験料)の一部を助成します。 【助成額】 ①交通費:1人当たり限度額 20,000円 ②宿泊費:市内農家民宿利用の場合 8,800円 農家民宿以外の市内宿泊施設の場合 3,000円 ③体験料:農業体験やその他体験料 3,000円 ※1校(1社)につき3名を上限に助成 ※1校(1社)あたりの上限額 ①~③の合計額 90,000円まで | 令和5年4月3日 | 令和6年3月31日 (予算額に達し次第終了) | ・学校教職員、PTA等学校関係者、教育旅行を取り扱う旅行会社社員等 | 団体単位 | × | 一般社団法人 喜多方観光物産協会グリーン・ツーリズムサポートセンター | 0241-24-4488 | http://www.kitakata-kanko.jp/ |
| 5 | 喜多方市 | グリーン・ツーリズム教育旅行誘致促進事業補助金 | 喜多方市で農業体験または農泊体験を行う学校の教職員(引率者)が、巡回のために使用するタクシー(グリーン・ツーリズムサポートセンターが手配したタクシーに限る)料金の一部を助成します。 【助成額】 (1) 農業体験のみの場合 上限2万7千円 (2) 農泊を伴う場合 上限3万6千円 | 令和5年4月3日 | 令和6年3月31日 (予算額に達し次第終了) | 福島県内外を問わない ・小学校 ・中学校 ・高等学校 ・その他、学校法人等が行う教育旅行であること | 学校単位 | × | 一般社団法人 喜多方観光物産協会グリーン・ツーリズムサポートセンター | 0241-24-4488 | http://www.kitakata-kanko.jp/ |
| 6 | 喜多方市 | きたかたで田舎体験やってみんべえ事業 | 喜多方市で農業体験または農泊体験を行う教育旅行(市内での2時間以上の滞在を含む)について、児童生徒および教職員を対象に、宿泊助成と市内店舗で利用できるクーポン券を配布します。 また、本市に教育旅行を誘致した旅行会社を対象に誘致助成金を交付します。 (1) 宿泊助成 1人1泊あたり2,000円助成(最大3泊分まで) (2) クーポン発行 ①農泊体験+農業体験の場合(市内宿泊の場合) 1人あたり2,000円 ②農業体験の場合(日帰りの場合) 1人あたり1,000円 (3) 教育旅行誘致助成 1校につき5,000円 | 令和5年4月17日 | 令和6年2月29日 (予算額に達し次第終了) | (1)、(2) 福島県内外を問わない ・小学校 ・中学校 ・義務教育学校 ・高等学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校 ・高等専門学校(1~3年生) ・専修学校(高等課程) (3) 旅行会社 | 学校単位 | × | 一般社団法人 喜多方観光物産協会グリーン・ツーリズムサポートセンター | 0241-24-4488 | http://www.kitakata-kanko.jp/ |
| 7 | 喜多方市 | 教育旅行等緊急帰宅支援助成交付金事業 | 教育旅行で訪れた児童・生徒が、滞在中に体調不良や新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に該当する可能性がある場合など、特別な事情により帰宅が必要となった際の帰宅に要する経費の一部を助成します。 (1) 保護者等の送迎がない場合 公共交通機関等の交通費実費(上限10,000円)×対象児童生徒数 (2) 保護者等の送迎がある場合 ① 自家用車による送迎の場合 「37円×自宅までの往復距離」と「対象児童生徒数×1万円」のいずれか低い額 ② 公共交通機関の場合 次のア、イを合算した額 ア 児童・生徒分 公共交通機関の実交通費(上限10,000円)×対象児童生徒数 イ 保護者分 保護者1名分の公共交通機関の実交通費(上限10,000円) | 令和5年4月3日 | 令和6年3月31日 (予算額に達し次第終了) | 市外の ・小学校 ・中学校 ・義務教育学校 ・高等学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校 ・高等専門学校(1~3学年) ・専修学校(高等課程) ・その他市長が認める学校 | 学校単位 | × | 一般社団法人 喜多方観光物産協会グリーン・ツーリズムサポートセンター | 0241-24-4488 | http://www.kitakata-kanko.jp/ |
| 8 | 二本松市 | 二本松市教育旅行推進事業助成金 | 修学旅行、宿泊学習等を実施する学校に対して貸切バス代金の一部を助成します。 (1) 市内宿泊施設に宿泊する学校への助成(市内施設を利用することが条件) (県外校)6万円/台 (県内校)3万円/台 ※10名未満の学校の場合は、上記金額の半額とする。 (2) 日帰りの学校への助成(市内での食事及び施設利用又は有料施設を利用) (県外校)3万円/台 (県内校)1万5,000円/台 | 令和5年4月1日 | 予算終了 ※詳細については二本松市観光連盟にお問い合わせください。 | 福島県内外を問わない。 ・小学校 ・中学校 ・高校 ・専門学校 ・大学 | ・指定なし ・1校当たり台数の上限なし | ○ | 二本松市観光連盟 | 0243-55-5095 | https://www.nihonmatsu-kanko.jp/ |

| No. | 市区町村 | 誘客事業名称 | 事業内容 | 事業開始月日 | 事業終了月日 | 助成対象 (県外在住対象など) | 対象人数等 | 県助成との併用 | 問合せ先名称 | 問い合わせ先 電話番号等 | 詳細ホームページ |
|-----|----------------------------|-----------------------|--|----------|--|--|---|---------|---|-----------------|---|
| 9 | 天栄村 | 天栄村教育旅行補助事業 | ・村内で宿泊を伴う修学旅行・宿泊学習等(※)や合宿等を実施する学校及び部活動等に対し、村内への移動に係る車輛経費の一部を助成します。 (※村が認める体験活動などの教育素材を取り入れることが条件) ①貸切バス 1台につき30,000円(上限150,000円) ②レンタカー 1台につきレンタカー料金の1/2(上限20,000円) ①と②の合計 上限150,000円 | 令和5年4月1日 | 令和6年3月31日 (予算額に達し次第終了) | 福島県内外を問わない。 ・小学校 ・中学校 ・高校 ・大学 | 1台以上 | ○ | 天栄村産業課 | 0248-82-2117 | https://www.vill.tenei.fukushima.jp/soshiki/6/tenei-kyouikuryokou.html |
| 10 | 下郷町 | 下郷町体験活動事業 | ・町内において自然観察や歴史的学習、地域住民とのふれあいなどを実施する団体に対し、この要綱の定めるところにより予算の範囲内において、その活動にかかる経費の一部について助成を行うものである。活動に要する経費について、一人につき3,000円を上限として助成する。ただし、本町が実施する他の助成事業との重複は認められない。 | 令和5年4月1日 | 令和6年3月31日 (予算額に達し次第終了) | 下郷町内外の ・小学生 ・中学生 ・保護者等 ・引率者 | 10人以上 | ○ | 下郷町観光公社 | 0241-67-2416 | https://shimogo.or.jp/ |
| 11 | 檜枝岐村 | 尾瀬檜枝岐温泉環境学習推進事業 | 尾瀬檜枝岐温泉観光協会加盟施設に宿泊した場合の宿泊費を助成します。 ・旅館、民宿、山小屋を利用する場合・・・1人1泊2,000円助成 ・キャンプ場・・・1人1泊200円助成 (最大5泊までとする。) | 令和5年4月1日 | 令和6年3月31日 (事業の対象期間は尾瀬に入山できる期間。予算額に達し次第終了) | 尾瀬での環境学習を行う全国の小・中・高等学校及び大学の他、市町村 | 学校単位 | × | 檜枝岐村役場観光課 | 0241-75-2503 | — |
| 12 | 只見町 | 只見町教育旅行推進事業 | ・学校教育課程に含まれる教育旅行の補助事業 只見町内移動に関するレンタカー代、貸切バス、タクシー代の一部を助成します。 | 令和5年4月1日 | 令和6年3月31日 (予算額に達し次第終了) | 只見町外の ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・教職員等引率者 | 学校単位 | ○ | 只見町子ども農家体験協議会 (事務局:只見町インフォメーションセンター) | 0241-82-5250 | http://www.tadami-net.com/ |
| 13 | 南会津町 下郷町 只見町 檜枝岐村 | 「おいでよ!南会津。」教育旅行誘致促進事業 | ・南会津郡内において、教育課程に位置づけられた自然環境学習等の活動を行い、かつ南会津郡内の宿泊施設で1泊以上宿泊する学校に自然環境学習等の活動に係る経費の一部について助成します。 ・本制度と「ふくしま子ども自然環境学習推進事業」、「尾瀬檜枝岐温泉環境学習推進事業」との併用は不可。 ・助成対象経費は、宿泊費、交通費(バス借上料を除く)、ガイド料、環境学習活動費とし、延べ宿泊者数によって助成額が異なります(教員及び引率者は、人数に含まない)。 【助成額】 15~50人 6万円 51~100人 12万円 101~250人 24万円 251~500人 36万円 501人以上 60万円 ・交通費(バス借上料) 【助成額】 県内校 バス1台当たり上限4.5万円 県外校 バス1台当たり上限9.5万円 (県外校は福島県教育旅行復興事業を併用した上限額) | 令和5年4月1日 | 令和6年3月31日 | 福島県内外を問わない。 (令和4年度中に、応募申請を行い、選考結果の通知を受けた学校及び令和5年度に、二次募集を行い選考結果の通知を受けた学校) 【対象者】 ・小学校(原則4~6年生) ・中学校 ・高等学校 | 延べ宿泊者数 15人泊以上 (児童・生徒のみ) | ○ | 南会津着地型観光推進協議会 (事務局:みなみあいづ観光) | 0241-62-2250 | https://minamiaizu-edu-trip.com/ |
| 14 | 北塩原村 | 北塩原村教育旅行回復バス助成金事業 | 学校行事の一環として、村内に宿泊を伴う教育旅行(修学旅行やスキー教室等)を実施する県内外の小学校・中学校・高等学校に対し、その移動に係るバス経費の一部を補助します。 | 令和5年4月1日 | 令和6年3月31日 (予算額に達し次第終了) | 福島県内外を問わない。 ・小学校 ・中学校 ・高等学校 | 県内 1台当たり3万円 (上限2台6万円) 県外 1台当たり5万円 (上限2台10万円) | ○ | 北塩原村 商工観光課 | 0241-32-2511 | https://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/docs/2023032000013/ |

| No. | 市区町村 | 誘客事業名称 | 事業内容 | 事業開始月日 | 事業終了月日 | 助成対象 (県外在住対象など) | 対象人数等 | 県助成との併用 | 問合せ先名称 | 問い合わせ先 電話番号等 | 詳細ホームページ |
|-----|------|----------------|---|----------|---|---|---------------------------|---------|---|-----------------|---|
| 15 | 猪苗代町 | 猪苗代町教育旅行支援事業 | 猪苗代町内で宿泊を伴う体験学習を実施する県外の小中高等学校に対し、バス1台当たり50,000円を上限に交通費を助成します。また、学校の旅行を取り扱う旅行会社に対し、学校1校(1件)の申請につき助成金10,000円を交付します。(その他、交付要件あり) | 令和5年4月1日 | 令和6年3月31日 (但し先着順。予算終了次第終了) ※令和5年4月12日申請受付終了 | 福島県外の ・小学校 ・中学校 ・高等学校 ・取扱い旅行会社 | バス1台以上 | ○ | 一般社団法人 猪苗代観光協会 | 0242-62-2048 | https://www.bandaisan.or.jp/support/ |
| 16 | 矢祭町 | 矢祭町教育旅行等誘客推進事業 | 矢祭町内外の学校や子ども会、サークル等の団体が、リフレッシュふるさとランドまたは友情の森バンガローに宿泊する場合、宿泊料を半額にします。 | 令和5年4月1日 | 令和6年3月31日 | 矢祭町内外の ・小学校 ・中学校 ・高等学校 | 8人以上 | × | 矢祭町 事業課 産業グループ | 0247-46-4576 | — |
| 17 | 福島県 | 教育旅行支援事業 | 避難解除区域等12市町村(※1)へ教育旅行及び合宿(以下、「教育旅行等」と言う。)を行う学校及び同旅行の販売促進を行う旅行会社に対して支援を行います。 ア 学校に対する助成以下の要件を全て満たす学校に対して交通費等の助成を行う。 ①学校教育法により定められる国立学校、公立学校又は私立学校等に所属する者が実施する教育旅行等であること。 ②避難解除区域等12市町村内の宿泊施設に延べ50人泊以上すること。 ③避難解除区域等12市町村の関連プログラムが組み込まれていること。(※2) ④関連プログラムについてSNS等を活用して積極的な情報発信を行うこと。(※3) ＜助成額＞1人泊あたり2,000円(上限40万円) イ 旅行会社に対する誘客助成上記アの条件を全て満たす教育旅行等を実施した学校に対して当該教育旅行等を販売した旅行会社に対して助成を行う。 ＜助成額＞1人泊あたり2,000円(上限40万円) ※1 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村 ※2 復興拠点の視察、復興関連の講話、区域内施設を活用したレクリエーション等 ※3 Twitter等のソーシャルネットワーキングサービス | 令和5年4月1日 | 【申請書提出期限】 令和5年12月28日 (予算額に達し次第終了) | 福島県内外を問わない。 ・小学校 ・中学校 ・高校 ・専修学校 ・専門学校 ・短期大学 ・大学 | 避難解除区域等12市町村内の宿泊施設に50人泊以上 | ○ | 福島県再生可能エネルギー復興推進協議会 (事務局:一般社団法人福島県再生可能エネルギー推進センター) | 024-529-7463 | https://f-reenergy-fukokosuishin-kyogikai.org/ |
| 18 | 福島県 | 福島県教育旅行復興事業 | 【修学旅行・宿泊学習等】 教職員の引率する学校行事の一環として、県内で宿泊を伴う教育旅行を実施する、県外の小学校、中学校、高等学校に対し、その移動に係るバス1台当たり経費の2分の1又は地域ごとの補助上限額を助成します。1校当たり台数の上限なし。 ①1台当たりの補助額 ＜新規校＞ 東北4万円、関東・中部6万円、北海道・関西・中国・四国10万円、九州・沖縄・海外15万円 ＜継続校＞ 東北3万円、関東・中部5万円、北海道・関西・中国・四国10万円、九州・沖縄・海外15万円 ※ただし、参加人数が10名未満の場合は補助上限額は半額となります ②本県浜通りの宿泊を1泊以上含む場合は、補助上限額に各1万円を加算します。 ※浜通り(相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村、いわき市) ※福島県内の市町村等で行う助成事業との併用可能。ただし、他の市町村等が行う補助制度が併用不可である場合は、どちらかを選択してください | 令和5年4月1日 | 令和6年3月31日 (予算額に達し次第終了) | 福島県外の ・小学校 ・中学校 ・義務教育学校 ・高等学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校 ・高等専門学校 ・専修学校(高等過程のみ) ・その他知事が特に認める学校 | 1校当たり台数の上限なし | × | 福島県 観光交流局 観光交流課 (事務局:福島県教育旅行復興事業事務局) | 024-563-1172 | https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031a/kyoiku-04.html |

| No. | 市区町村 | 誘客事業名称 | 事業内容 | 事業開始月日 | 事業終了月日 | 助成対象 (県外在住対象など) | 対象人数等 | 県助成との併用 | 問合せ先名称 | 問い合わせ先 電話番号等 | 詳細ホームページ | | | | | | | | | | | | |
|-------|---------|-------------------------|---|----------|---------------------------|---|-------|---------|-----------------------|-----------------|---|---------|------|---------|----------|----------|---------------------------|---|--------------------|---|--------------|--------------|---|
| 19 | 福島県 | 福島空港教育旅行利用促進支援事業 | <p>学校等が福島空港に就航する航空機を利用した教育旅行に係る経費の一部について助成します。</p> <p>【助成内容】</p> <p>①学校等と最寄り空港(福島県及び福島県隣県の学校にあっては福島空港)間の貸切バスの借上げに対する支援:全額(消費税額を除く)</p> <p>②海外教育旅行の実施に対する支援:生徒1人につき2万5千円とし、1校あたりの上限額は50万円。</p> <p>③国内教育旅行の実施に対する支援 福島空港定期便利用の場合、生徒1人につき1万円とし、1校あたりの上限額は20万円。 福島空港乗継便又はチャーター便利用の場合、生徒1人につき2万円とし、1校あたりの上限額は40万円。</p> <p>④福島県を目的地とする教育旅行の事前視察旅行の実施に対する支援:1人あたりの上限額は10万円とし、1校あたり2人まで。 ※②③④ともに、福島空港片道利用の場合は半額</p> | 令和5年4月1日 | 令和6年3月31日 | ①②③は福島県内外を問わない。 ④は福島県外 ・中学校、 ・高等学校 ・支援学校 ・視覚支援学校 ・聴覚支援学校 ・専修学校 ・その他知事が特に認めるもの | 1名以上 | × | 福島県 観光交流局 空港交流課 | 024-521-7127 | https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031b/kvouikuryokou.html | | | | | | | | | | | | |
| 20 | 福島県 | 東日本大震災・原子力災害伝承館学習活動支援事業 | <p>教職員が引率する、学校行事の一環として東日本大震災及び原子力災害に関する学習を実施し、かつ東日本大震災・原子力災害伝承館を行程に取り入れた、県内を所在地とする学校に対し、その移動に係るバス経費の一部を助成します。</p> <p>【1台当たりの補助上限額】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>(継続校)</td> <td>(新規校)</td> </tr> <tr> <td>浜通り地方</td> <td>70,000円</td> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td>中通り地方</td> <td>75,000円</td> <td>95,000円</td> </tr> <tr> <td>会津地方</td> <td>90,000円</td> <td>120,000円</td> </tr> </table> <p>※新規校とは令和4年度まで本事業の交付を受けたことのない学校等をいいます。</p> <p>※福島県内の市町村で行っている助成事業との併用も可能。但し、本補助金とそれ以外の助成金との合計額がバス経費の総額を超えない範囲での交付となります。</p> | | (継続校) | (新規校) | 浜通り地方 | 70,000円 | 90,000円 | 中通り地方 | 75,000円 | 95,000円 | 会津地方 | 90,000円 | 120,000円 | 令和5年4月1日 | 令和6年3月31日 (予算額に達し次第終了) | 福島県内の ・小学校 ・中学校 ・義務教育学校 ・高等学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校 ・高等専門学校 ・専修学校(高等過程のみ) ・その他知事が特に認める学校 | バス1校当たり台数の 上限なし | × | 福島県 生涯学習課 | 024-521-7404 | https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/dennsyokann.html |
| | (継続校) | (新規校) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 浜通り地方 | 70,000円 | 90,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中通り地方 | 75,000円 | 95,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 会津地方 | 90,000円 | 120,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 21 | 東京都 | 被災地応援ツアー(福島県教育旅行復興支援事業) | <p>福島県が実施する「福島県教育旅行復興事業」と連携し、都内の学校や部活動等が実施する福島県への修学旅行や合宿等を支援します。</p> <p>・バス1台あたり経費の1/2を補助 ※継続校は5万円、新規校は6万円が上限 ※浜通りの宿泊を含む場合は1万円加算 ※参加人数が10人未満の場合は、上限額を半額とします</p> | 令和5年4月1日 | 令和6年3月31日 (予算額に達し次第終了) | 「福島県教育旅行復興事業」の交付決定を受けた、 ①福島県で宿泊を伴う修学旅行・宿泊学習等を実施する都内の学校 ②福島県で合宿を実施する都内の部活動等 | 1台以上 | ○ | 東京観光財団 地域振興部 | 03-5579-2683 | https://www.tcvb.or.jp/ip/fukushima/ | | | | | | | | | | | | |

※この一覧表は、令和5年7月27日までに公益財団法人福島県観光物産交流協会に回答を頂いた内容を基に作成しました。

令和5年度 福島県への観光誘客助成等事業一覧表

合宿

| No. | 市区町村 | 誘客事業名称 | 事業内容 | 事業開始月日 | 事業終了月日 | 助成対象 (県外在住対象など) | 対象人数等 | 県助成との併用 | 問合せ先名称 | 問い合わせ先 電話番号等 | 詳細ホームページ |
|-----|------|----------------|---|----------|---------------------------|--|--------------|---------|-------------|-----------------|---|
| 1 | いわき市 | いわき市合宿開催補助金 | いわき市外に所在する文化活動を行う団体が、いわき市内の宿泊施設を利用して合宿を行う際に、1名1泊につき1,000円を補助します。 ・上限は1団体当たり10万円。 | 令和5年4月1日 | 令和6年3月31日 (予算額に達し次第終了) | ・いわき市外に所属する中学、高校、高専、大学等の文化系の団体、又はゼミナール ・企業の文化系の団体 | 延べ宿泊者数20人泊以上 | ○ | いわき市観光振興課 | 0246-22-1292 | http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1450328247479/index.html |
| 2 | 南相馬市 | 南相馬市スポーツ合宿支援事業 | 〈事業概要〉 市内のスポーツ施設等及び宿泊施設を利用して合宿を実施する団体に対し、予算の範囲内において宿泊費用の一部を助成します。 〈助成額〉 ①合宿期間中、市民を対象にスポーツ交流事業(交流試合・講習会等)を行う場合 3,000円/1泊/1人の助成券を交付 ※上限額 1団体30万円 ②市内に宿泊してスポーツ合宿を行う場合 2,000円/1泊/1人の助成券を交付 ※上限額 1団体20万円 | 令和5年7月3日 | 令和6年3月31日 (予算額に達し次第終了) | 南相馬市外の ・小学校 ・中学校 ・高校 ・専門学校 ・大学 ・社会人等で構成された団体(選手・指導者等) | 延べ宿泊者数10人以上 | ○ | 南相馬市スポーツ推進課 | 0244-24-5280 | https://www.city.minamisoma.lg.jp/portal/culture/sports/index.html |
| 3 | 天栄村 | 天栄村教育旅行補助事業 | ・村内で宿泊を伴う修学旅行・宿泊学習等(※)や合宿等を実施する学校及び部活動等に対し、村内への移動に係る車輛経費の一部を助成します。 (※村が認める体験活動などの教育素材を取り入れることが条件) ①貸切バス 1台につき30,000円(上限150,000円) ②レンタカー 1台につきレンタカー料金の1/2(上限20,000円) ①と②の合計 上限150,000円 | 令和5年4月1日 | 令和6年3月31日 (予算額に達し次第終了) | 福島県内外を問わない。 ・小学校 ・中学校 ・高校 ・大学 | 1台以上 | ○ | 天栄村産業課 | 0248-82-2117 | https://www.vill.tenei.fukushima.jp/soshiki/6/tenei-kyouikuryokou.html |
| 4 | 下郷町 | 下郷町合宿誘致事業 | 町内宿泊施設等を利用して合宿を行う団体に対し、予算の範囲内で1泊当たり2,000円を乗じて得た額を交付する。1団体当たり最大15万円を限度とする。 | 令和5年4月1日 | 令和6年3月31日 (予算額に達し次第終了) | 下郷町内外の ・幼稚園及び保育所 ・小学校 ・中学校 ・高等学校 ・専修学校 ・高等専門学校 ・短期大学 ・大学院 ・大学 | 延べ宿泊者数10人泊以上 | ○ | 下郷町観光公社 | 0241-67-2416 | https://shimogo.or.jp/ |

| No. | 市区町村 | 誘客事業名称 | 事業内容 | 事業開始月日 | 事業終了月日 | 助成対象 (県外在住対象など) | 対象人数等 | 県助成との併用 | 問合せ先名称 | 問い合わせ先 電話番号等 | 詳細ホームページ |
|-----|------------|------------------|---|----------|---------------------------|--|-------------------------------|---------|---|-----------------|---|
| 5 | 只見町 | 只見町教育旅行推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育課程に含まれない教育旅行(合宿)の補助事業 ・只見町内の宿泊施設などを利用し、延べ宿泊数が10泊以上の合宿を実施する町外の小学生、中学生、高校生、大学生、専門学校生及びその引率者で構成される学校部活動、スポーツ少年団、大学サークル、ゼミ等の団体を対象に、2,000円に延宿泊者数を乗じた金額(最大15万円/団体)を助成します。 ・助成金交付は、1団体につき年度中2回までとする。(夏・冬等) ・他の町補助金との併用は不可。 | 令和5年4月1日 | 令和6年3月31日 (予算額に達し次第終了) | <ul style="list-style-type: none"> ・只見町外の ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・大学生 ・専門学校生 ・引率者 ・保護者(2名まで) | 団体単位 (延べ宿泊者数10人泊以上) | ○ | 只見町子ども農家体験協議会 (事務局:只見町インフォメーションセンター) | 0241-82-5250 | http://www.tadami-net.com/ |
| 6 | 南会津町 | 合宿誘致促進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・南会津町で宿泊を伴う合宿を実施する団体に対して、交通費、宿泊費、体験活動費の一部を助成します。 ・延べ宿泊者数によって、助成額が異なります(教員及び引率者は、人数に含まない)。 【助成額】 県内校の場合 5万円 県外校の場合 20~50人 5万円 51~150人 10万円 151~300人 20万円 ホワイトシーズン(12~3月) 5万円 鉄道利用の場合 5万円加算 | 令和5年4月1日 | 令和6年3月31日 | 【対象者】 町外に住む ・中学生 ・高校生 ・大学生 【対象活動】 ・部活動 ・サークル ・ゼミ ・学習塾 など | 延べ宿泊者数 20人泊以上 (生徒・学生のみ) | ○ | 南会津農村生活体験推進協議会 (事務局:会津アストリアホテル) | 0241-78-2241 | http://www.aizu-kougen.jp/study |
| 7 | 北塩原村 | 北塩原村合宿利用者支援助成金事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・村内に宿泊を伴った文化・スポーツの合宿を行う団体に対して助成金を交付します。 ・延べ宿泊者数30人泊以上、一律3万円(年度内につき1団体1回) ・インターネットを通じて、合宿の様子を写真や動画で配信し、北塩原村の合宿をPRすること ・北塩原村の他の助成事業(教育旅行バス助成金)と併用不可 | 令和5年6月1日 | 令和6年3月31日 (予算額に達し次第終了) | 福島県外を問わない。 ・幼稚園 ・小学校 ・中学校 ・義務教育学校 ・高等学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校 ・大学及び高等専門学校 | 延べ宿泊者数 30人泊以上 | ○ | 北塩原村 商工観光課 | 0241-32-2511 | https://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/docs/2023051100015/ |
| 8 | 西郷村 白河市 | 白河甲子高原合宿誘致推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊助成金 延べ宿泊者数1人/1泊当たり2,000円助成(上限6万円) ・温泉助成金 延べ人数1人当たり500円助成 | 令和5年7月1日 | 令和6年3月31日 (予算額に達し次第終了) | 福島県南地域以外の大学・高校・中学等の部・サークル等の構成員が白河市及び西郷村のスポーツ施設・文化施設等を利用し合宿すること。 | 2泊以上の宿泊かつ延べ宿泊者数30人泊以上 | ○ | 白河甲子高原観光開発協議会 (事務局:西郷村産業振興課) | 0248-25-1116 | https://www.vill.nishigo.fukushima.jp/soshiki/sangyoshinkoka/579.html |
| 9 | 檜葉町 | 檜葉町合宿支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・檜葉町の施設を利用し合宿を行い、かつ町内宿泊施設に宿泊する学生団体に対し、1回の合宿における延べ宿泊数に1,000円を乗じた額を助成する。(上限20万円) ・宿泊者が10人以上であること。 ・町内の文化施設又はスポーツ施設を使用すること。 ・合宿を目的とし、大会やイベントに参加するための宿泊は対象外とする。 | 令和5年4月1日 | 令和6年3月31日 (予算額に達し次第終了) | 福島県外を問わない。 ・小学生 ・中学生 ・高校生 ・専修学校生 ・高等専門学校生 ・大学生 ・部活、クラブ、サークル、ゼミ活動等 | 延べ宿泊者数 10人泊以上 | ○ | 檜葉町教育委員会 生涯まなび課 | 0240-25-2492 | https://www.town.naraha.lg.jp/life/007003.html |

| No. | 市区町村 | 誘客事業名称 | 事業内容 | 事業開始月日 | 事業終了月日 | 助成対象 (県外在住対象など) | 対象人数等 | 県助成との併用 | 問合せ先名称 | 問い合わせ先 電話番号等 | 詳細ホームページ |
|-----|------|-----------------------|--|----------|---|--|---------------------------|---------|---|-----------------|---|
| 10 | 富岡町 | 富岡町教育施設等使用者の宿泊にかかる補助金 | 富岡町の教育施設(総合スポーツセンター、文化交流センター、総合運動場、富岡第一中学校)を使用し、富岡町内の宿泊施設で合宿する団体等に交付します。 ・1人1泊あたり 2,000円を補助。 ・必ず教育施設を1日以上使うこと、他の補助金を活用していないこと、営利目的の合宿でないこと。 | 令和5年4月1日 | 令和6年3月31日 (予算額に達し次第終了) | 制限なし (但し、富岡町教育施設等使用者の宿泊にかかる補助金交付要綱を確認すること) | 複数人で構成する団体であること | × | 富岡町 生涯学習課 | 0240-22-2626 | http://www.manamori.jp/ |
| 11 | 福島県 | 教育旅行支援事業 | 避難解除区域等12市町村(※1)へ教育旅行及び合宿(以下、「教育旅行等」と言う。)を行う学校及び同旅行の販売促進を行う旅行会社に対して支援を行います。 ア 学校に対する助成以下の要件を全て満たす学校に対して交通費等の助成を行う。 ①学校教育法により定められる国立学校、公立学校又は私立学校等に所属する者が実施する教育旅行等であること。 ②避難解除区域等12市町村内の宿泊施設に延べ50人泊以上すること。 ③避難解除区域等12市町村の関連プログラムが組み込まれていること。(※2) ④関連プログラムについてSNS等を活用して積極的な情報発信を行うこと。(※3) ＜助成額＞1人泊あたり2,000円(上限40万円) イ 旅行会社に対する誘客助成上記アの条件を全て満たす教育旅行等を実施した学校に対して当該教育旅行等を販売した旅行会社に対して助成を行う。 ＜助成額＞1人泊あたり2,000円(上限40万円) ※1 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村 ※2 復興拠点の視察、復興関連の講話、区域内施設を活用したレクリエーション等 ※3 Twitter等のソーシャルネットワークサービス | 令和5年4月1日 | 【申請書提出期限】 令和5年12月28日 (予算額に達し次第終了) | 福島県内外を問わない。 ・小学校 ・中学校 ・高校 ・専修学校 ・専門学校 ・短期大学 ・大学 | 避難解除区域等12市町村内の宿泊施設に50人泊以上 | ○ | 福島県再生可能エネルギー復興推進協議会 (事務局:一般社団法人福島県再生可能エネルギー推進センター) | 024-529-7463 | https://f-reenergy-fukkosuishin-kyogikai.org/ |
| 12 | 福島県 | 福島県教育旅行復興事業 | 【合宿】 県外の中学校・高等学校の部活動、県外の短期大学・大学等の部活動・正課授業のゼミ・公認サークルが県内に宿泊し、部活動等の本来の目的である文化活動、スポーツ活動、学習等を行う活動に対し、その移動に係るバス1台当たり経費の2分の1又は地域ごとの補助上限額を助成します。1校当たり台数の上限なし。 ※中学校・高等学校については「学校教員以外が引率する場合」は補助対象外 ※同一の年度内において、同一部活動への補助は1回限り ①1台当たりの補助額 ＜新規校＞ 東北4万円、関東・中部6万円、北海道・関西・中国・四国10万円、九州・沖縄・海外15万円 ＜継続校＞ 東北3万円、関東・中部5万円、北海道・関西・中国・四国10万円、九州・沖縄・海外15万円 ※但し、参加人数が10名未満の場合は補助上限額は半額となります ②本県浜通りの宿泊を1泊以上含む場合は、補助上限額に各1万円を加算します。 ※浜通り(相馬市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村、いわき市) ※福島県内の市町村等で行う助成事業との併用可能。ただし、他の市町村等が行う補助制度が併用不可である場合は、どちらかを選択してください | 令和5年4月1日 | 令和6年3月31日 (予算額に達し次第終了) | 福島県外の ・中学校 ・高等学校 ・短期大学 ・大学 | 1校当たり 台数の上限なし | 要問合せ | 福島県 観光交流局 観光交流課 (事務局:福島県教育旅行復興事業事務局) | 024-563-1172 | https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031a/kyoiku-04.html |

| No. | 市区町村 | 誘客事業名称 | 事業内容 | 事業開始月日 | 事業終了月日 | 助成対象 (県外在住対象など) | 対象人数等 | 県助成との併用 | 問合せ先名称 | 問い合わせ先 電話番号等 | 詳細ホームページ |
|-----|------|----------------------------|---|-----------|---------------------------|--|--------------------|---------|--|-----------------|---|
| 13 | 福島県 | Jヴィレッジ等における高校サッカー合宿推進事業補助金 | <p>本事業では、令和6年度から固定開催が決定しているインターハイサッカー男子競技の主たる会場であるJヴィレッジ等で行う合宿に要する経費の一部を補助します。 ※本事業における「合宿」・・・部活動による宿泊を伴う強化練習や練習試合などをいう。</p> <p>【補助対象経費】 ①宿泊費 延べ宿泊日数(宿泊人数×宿泊日数)×3,000円 ※対象者1人1泊当たり3,000円を助成します。 ②交通費 高等学校の所在する地域に応じて定額を交付します。 ③ピッチ使用料 Jヴィレッジの対象ピッチ使用料を定額で交付します。</p> <p>※交付額(①～③の合計額)は50万円が上限となります。 ※この補助金を利用できるのは、1団体につき、1年度あたり1回限りです。</p> <p>【補助対象となる合宿の実施期間】 令和5年5月8日(月)から令和6年2月25日(日)まで ※7月22日(土)～8月20日(日)及び12月28日(木)～1月3日(水)の期間を除く。</p> | 令和5年4月26日 | 令和6年2月13日 (予算額に達し次第終了) | 福島県内外の高等学校(中等教育学校後期課程を含む)の男子サッカー部 | 団体単位 (人数の定めは無し) | 宿泊費のみ可 | 株式会社 Jヴィレッジホスピタリティ事業部 高校サッカー合宿補助金事務局 | 0240-26-0111 | https://j-village.jp/news/purpose/6554/ |
| 14 | 東京都 | 被災地応援ツアー(福島県教育旅行復興支援事業) | <p>福島県が実施する「福島県教育旅行復興事業」と連携し、都内の学校や部活動等が実施する福島県への修学旅行や合宿等を支援します。 ・バス1台あたり経費の1/2を補助 ※継続校は5万円、新規校は6万円が上限 ※浜通りの宿泊を含む場合は1万円加算 ※参加人数が10人未満の場合は、上限額を半額とします</p> | 令和5年4月1日 | 令和6年3月31日 (予算額に達し次第終了) | 「福島県教育旅行復興事業」の交付決定を受けた、 ①福島県で宿泊を伴う修学旅行・宿泊学習等を実施する都内の学校 ②福島県で合宿を実施する都内の部活動等 | 1台以上 | ○ | 東京観光財団 地域振興部 | 03-5579-2683 | https://www.tcvb.or.jp/fukushima/ |

※この一覧表は、令和5年7月27日までに公益財団法人福島県観光物産交流協会に回答を頂いた内容を基に作成しました。

令和5年度 福島県への観光誘客助成等事業一覧表

コンベンション

| No. | 市区町村 | 誘客事業名称 | 事業内容 | 事業開始月日 | 事業終了月日 | 助成対象 (県外在住対象など) | 対象人数等 | 県助成との併用 | 問合せ先名称 | 問い合わせ先 電話番号等 | 詳細ホームページ |
|-----|------|--|--|----------|---------------------------|------------------------------|--|---------|------------------------------|-----------------|---|
| 1 | 福島市 | 福島市コンベンション ・エキスカーション補助金 | ・福島市内で、1泊2日以上のお会期のコンベンションを開催する主催者に対し、宿泊者数に応じて開催経費の一部を補助します。 ・また、コンベンションに付随し、福島市内を起点、終点とするエキスカーションを行う場合、開催経費の一部を補助します。 | 令和5年4月1日 | 令和6年3月31日 (予算額に達し次第終了) | コンベンション 及びエキスカーション 主催者 | コンベンション補助 延べ宿泊者数 50人以上 エキスカーション補助 参加者 10人以上 | ○ | 福島市 観光コンベンション協 会 | 024-563-5554 | https://www.f-kankou.jp/meeting/2677 |
| 2 | 福島市 | 福島市ポストコロナ会議支援 補助金 | ・福島市内の民間施設で会合(会議や式典など)を開催する主催者 に対し、開催経費の一部を補助します。 | 令和5年4月1日 | 令和6年3月31日 (予算額に達し次第終了) | 会合の主催者 | 参加者 20人以上 | × | 福島市 コンベンション施設整 備課 | 024-572-5719 | https://www.city.fukushima.fukushima.jp/convention-suishin/kanko/kankoioho/postcorona.html |
| 3 | 郡山市 | 公益財団法人郡山コンベンション ビューローコンベンション開催支援 事業助成金 | ①国内コンベンション 郡山市内で東北大会規模以上のコンベンションを連続2日以上のお会期で開催する場合、宿泊者数に応じて上限100万円の助成金を交付します。 ②国際コンベンション 上記条件を満たし、かつ日本を含む3か国以上が参加する場合、①に係る助成金+国外参加者数×5,000円(1泊目まで)、2泊目以降は1泊ごとに+2,500円(※1人当たり上限10,000円、上限150万円) ③上記コンベンション期間中にエキスカーション(郡山市内を含む地域において行われるバスツアー、視察等)を実施する場合、参加人数に応じた助成金を交付します。 参加人数×500円(1日)※同伴者含む、上限30万円 ④上記コンベンション期間中の市内移動のために借り上げたバス費用の一部を助成します。 バス借上げ運行費用の50%(※上限10万円) | 令和5年4月1日 | 令和6年3月31日 (予算額に達し次第終了) | コンベンション 実施主催者 | 延べ宿泊者数 25人以上 | ○ | 公益財団法人 郡山コンベンション ビューロー | 024-991-1811 | http://www.kcb.or.jp |

| No. | 市区町村 | 誘客事業名称 | 事業内容 | 事業開始月日 | 事業終了月日 | 助成対象 (県外在住対象など) | 対象人数等 | 県助成との併用 | 問合せ先名称 | 問い合わせ先 電話番号等 | 詳細ホームページ |
|-----|------|--|--|----------|---------------------------|------------------------|---|---------|--|-----------------|---|
| 4 | 郡山市 | 公益財団法人郡山コンベンションビューロースポーツコンベンション開催支援事業助成金 | 郡山市内で東北大会規模以上のスポーツ競技大会(※種目制限あり)を連続2日以上の日程で開催する場合、県外からの参加者数に応じた助成金を交付します。 ①東北大会 県外参加者数×500円(※上限30万円) ②全国大会 県外参加者数×1,000円(※上限60万円) ③国際大会 上記条件を満たし、かつ日本を含む3か国以上が参加するスポーツ競技大会を開催する場合 国外参加者数×5,000円+②に係る助成金(※上限200万円) | 令和5年4月1日 | 令和6年3月31日 (予算額に達し次第終了) | コンベンション 実施主催者 | 参加者数 50人以上 | ○ | 公益財団法人 郡山コンベンション ビューロー | 024-991-1811 | http://www.kcb.or.jp |
| 5 | いわき市 | いわき市コンベンション開催補助金 | いわき市外からの来客が見込まれる30人以上の会議等の大規模コンベンションを、2日以上の日程で開催した際に最大100万円を補助します。 ・補助対象費の1/2(※上限額100万円) | 令和5年4月1日 | 令和6年3月31日 (予算額に達し次第終了) | いわき市外のコンベンション 実施主催者 | 延べ宿泊者数 30人以上 | ○ | いわき観光まちづくり ビューロー | 0246-44-6545 | http://kankou-iwaki.or.jp |
| 6 | 福島県 | 福島県コンベンション開催支援事業補助金 | 【国内コンベンション】 ・令和5年4月1日から令和6年2月29日の期間中、福島県外からの来客が見込まれる国内コンベンション及びエクスカーションに200万円を上限に補助します。 ・延べ宿泊者数が100人泊以上の東北規模以上の大規模コンベンションで、連続して2日以上の日程で開催されること。会期が1日のみでも、宿泊を伴い、その前後日にエクスカーションが開催されるコンベンションは補助対象。ただし、浜通り開催の場合30人泊以上で申請可能。 ・本県の産業の振興または、学術、芸術、文化向上に寄与するコンベンションであること。 【国際コンベンション】 上記の要件を満たし、かつ参加国が日本を含む3か国以上が参加する国際コンベンションに300万円を上限に補助します。 【エクスカーション】 上記コンベンション開催期間中にエクスカーション(県内の施設等1カ所以上の訪問・視察)を行った場合、参加人数(10人以上)に応じて補助します。 | 令和5年4月1日 | 令和6年2月13日 (予算額に達し次第終了) | コンベンション実施主催者 | 延べ宿泊者数 100人泊以上 (浜通り開催の場合30 人泊以上) | 要問合せ | 公益財団法人 福島県観光物産交 流協会 観光部 国内誘客推 進課 | 024-525-4024 | https://tif.ne.jp/jp/corporation/news.html?corporation=61 |

※この一覧表は、令和5年7月27日までに公益財団法人福島県観光物産交流協会に回答を頂いた内容を基に作成しました。

令和5年度 福島県への観光誘客助成等事業一覧表

その他

| No. | 市区町村 | 誘客事業名称 | 事業内容 | 事業開始月日 | 事業終了月日 | 助成対象 (県外在住対象など) | 対象人数等 | 県助成との併用 | 問合せ先名称 | 問い合わせ先 電話番号等 | 詳細ホームページ |
|-----|------|------------------------------------|--|-----------|---------------------------|--|---------------|---------|--------------------------|------------------------------|---|
| 1 | 須賀川市 | 須賀川市旅行商品企画助成金 | ・須賀川市の地域資源を活用した旅行商品を企画及び実施する者に対して、募集に係る経費及び旅行代金の一部を助成します。 | 令和5年4月1日 | 令和6年3月31日 (予算額に達し次第終了) | 旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条による登録を受けている旅行者又は旅行者代理業者 | 参加人数 10人以上 | × | 須賀川市 観光交流課 | 0248-88-9145 | https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/kankou/sukagawa/koryu_joho/1002602.html |
| 2 | 大玉村 | がんばる大玉(おらほ)の飲食店等 応援(エール)券発行支援事業 | ・大玉村の飲食店、製造菓子店、肉・鮮魚店において、1,000円で1,200円分使用可能な応援(エール)券を販売します。 | 令和5年6月1日 | 令和5年12月31日 | 福島県内外を問わず利用可能 | 1人以上 | ○ | 大玉村 産業課 | 0243-24-8096 | https://www.vill.otama.fukushima.jp/kurashi/kenkou_fukushi/COVID-19/innsyokutenn_ouenn/otama_vell_ticket/ |
| 3 | 天栄村 | 泊まってエールキャンペーン補助事業 | ・天栄村の指定宿泊施設に1泊税込7,700円以上のプランで宿泊した場合、先着1,000人泊限定で、宿泊料金2,000円を助成し、更に対象店舗で使用できる1,000円分の観光クーポン券を進呈します。 | 令和5年6月1日 | 令和5年9月30日 (定員に達し次第終了) | 福島県内外を問わない。 | 1人1人泊から | × | 天栄村観光協会 天栄村観光情報案内センター | 0248-82-2117 0248-85-2222 | http://www.ten-ei.net/ |
| 4 | 下郷町 | しもごう満喫キャンペーン | 下郷町内の宿泊施設を利用した宿泊客へ宿泊証明書を交付。湯野上温泉駅もしくは大内宿観光案内所にて町内の参加施設で利用できる1,000円分の商品券と引換可能。 | 令和5年7月22日 | 令和6年2月29日 (予算額に達し次第終了) | 制限なし | 制限なし | ○ | 下郷町観光協会 | 0241-69-1144 | https://shimogo.jp |

| No. | 市区町村 | 誘客事業名称 | 事業内容 | 事業開始月日 | 事業終了月日 | 助成対象 (県外在住対象など) | 対象人数等 | 県助成との併用 | 問合せ先名称 | 問い合わせ先 電話番号等 | 詳細ホームページ |
|-----|------|-----------------------------|--|-----------|--------------------------|---|--------------------|---------|-------------------|-----------------|---|
| 5 | 猪苗代町 | 猪苗代町観光誘客支援金交付事業 | 猪苗代町内の宿泊施設で宿泊を伴う旅行商品を販売した旅行者に対し、有料宿泊実績1名につき週末期500円、平日期1,000円の支援金を交付します。 | 令和5年6月1日 | 令和6年3月20日 | ・旅行業登録を受けた事業者で参加申込みをした者 ・交付対象は小学生以上 | 5/16までに参加申込みをした事業者 | ○ | 猪苗代町 商工観光課 | 0242-62-2117 | https://www.town.inawashiro.fukushima.jp/cb/hpc/Article-15753.html |
| 6 | 猪苗代町 | 猪苗代町外国人誘客支援金交付事業 | 猪苗代町内の宿泊施設に外国人10人以上の団体を送客した旅行会社等に対し、外国人1人1泊1,000円、取扱手数料20,000円の支援金を交付します。 | 令和5年5月22日 | 令和6年3月20日 | ・旅行業登録を受けた事業者等 ・交付対象は外国人10名以上の団体 | 10人以上 | ○ | 一般社団法人 猪苗代観光協会 | 0242-62-2048 | https://www.bandaisan.or.jp/inbound/ |
| 7 | 猪苗代町 | プレミアム付旅行券「猪苗代町ハッピートラベルチケット」 | 猪苗代町内の対象宿泊施設で利用できるプレミアム付旅行券を4,700枚発行します。4,000円分の宿泊補助券を全国のコンビニエンスストアにおいて2,000円で購入することができます。第1期の販売開始は7/1で、利用期間は7/1から12/15まで。 | 令和5年7月1日 | 令和6年2月28日 | ・猪苗代町外在住者 ・宿泊料金が1人5,000円以上の利用者 | 1人以上 | ○ | 一般社団法人 猪苗代観光協会 | 0242-62-2048 | — |
| 8 | 猪苗代町 | 猪苗代町観光商品券 (いなちケ) | 猪苗代町内の観光施設や宿泊施設で利用できるプレミアム商品券を発行します。1セット10,000円で12,000円利用可能です。利用期間は12月上旬から令和6年3月中旬まで(予定) | 令和5年12月上旬 | 令和6年3月中旬 | 猪苗代町外在住者 | 1人以上 | ○ | 一般社団法人 猪苗代観光協会 | 0242-62-2048 | — |
| 9 | 泉崎村 | 泉崎村観光誘客支援金交付事業 | 村内の宿泊施設を対象とした旅行商品を販売する会社(事業者)に対し、宿泊1泊分ひとりにつき500円を交付 | 令和5年4月1日 | 令和6年3月31日 (予算に達し次第終了) | ・旅行業の登録を受けた事業者で参加申込みをした者 ・交付対象は小学生以上 (福島県内外を問わない) | 1人以上 | × | 泉崎村 産業経済課 | 0248-53-2430 | https://www.vill.izumizaki.fukushima.jp/page/page001400.html |

| No. | 市区町村 | 誘客事業名称 | 事業内容 | 事業開始月日 | 事業終了月日 | 助成対象 (県外在住対象など) | 対象人数等 | 県助成との併用 | 問合せ先名称 | 問い合わせ先 電話番号等 | 詳細ホームページ |
|-----|------|-----------------------|--|----------|---|---|-----------------------------------|---------|---|-----------------|---|
| 10 | 福島県 | 研修旅行支援事業 | <p>研修旅行の企画販売等を行う旅行会社に対して支援を行います。</p> <p>ア 企業に対する助成以下の要件を満たす企業に対して交通費等の助成を行う。</p> <p>①会社法により定められる各種会社、又は、その他各種法人等のうち協議会長が適当と認めた団体が実施する研修旅行であること。</p> <p>②避難解除区域等12市町村内の宿泊施設に延べ30人泊以上すること。</p> <p>③避難解除区域等12市町村の関連プログラム(※2)が組み込まれていること。</p> <p>④関連プログラムについてSNS等を活用して積極的な情報発信を行うこと。(※3)</p> <p>〈助成額〉1人泊当たり2千円(上限20万円)</p> <p>イ 旅行会社に対する誘客助成上記アの条件をすべて満たす研修旅行を実施した企業に対して当該研修旅行の企画販売等をした旅行会社に対して助成を行う。</p> <p>〈助成額〉1人泊当たり2千円(上限20万円)</p> <p>※1 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村※2 復興拠点の視察、復興関連の講話、区域内施設を活用したレクリエーション等</p> | 令和5年4月1日 | 【申請書提出期限】 令和5年12月28日 (予算額に達し次第終了) | 福島県内外を問わない。 ・会社法により定められる各種会社、又は、その他各種法人等のうち協議会長が適当と認めた団体 | 避難解除区域等12市町村内の宿泊施設に10人泊以上 | ○ | 福島県再生可能エネルギー復興推進協議会 (事務局：一般社団法人福島県再生可能エネルギー推進センター) | 024-529-7463 | https://f-reenergy-fukkosuishin-kyogikai.org/ |
| 11 | 福島県 | 福島県空港定期便等利用旅行商品造成支援事業 | <p>福島県空港発着の旅行商品を造成・販売する旅行会社に対して広告宣伝費を一部助成します。</p> <p>【条件】 以下の条件のうち、いずれかを満たす募集型企画旅行の広告宣伝活動 ・福島県国内定期便を往復利用する旅行商品(この場合、出発日を3日以上設定すること) ・福島県国内チャーター便を利用する旅行商品</p> <p>【助成内容】 ・定期便利用 15万円/1商品 ・チャーター便利用 25万円/1商品 ただし、福島県空港利用以外の旅行商品と併せて1つのチラシやパンフレット等となる場合は、掲載面積やページ数の割合により経費を按分して補助対象経費を算出する。</p> | 令和5年4月1日 | 令和6年3月31日 | 福島県内外を問わない。 ・一般社団法人日本旅行業協会または一般社団法人全国旅行業協会に加盟している旅行会社 ・上記の条件を満たす複数の旅行会社により構成される団体等 | 特になし | ○ | 福島県観光交流局 空港交流課 | 024-521-7127 | http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031b/ryokoushouhinzousei.html |
| 12 | 福島県 | 福島県空港貸切バス借上支援事業 | <p>福島県空港を利用した国内線(国内チャーター便を含む。)により福島県内を周遊する旅行商品を催行する場合のバス経費を一部負担します。</p> <p>【条件】 ・1団体10名以上の旅行であること ・利用する貸切バスは小型以上であること ・福島県内の旅館・ホテルに1泊以上宿泊すること ・福島県内の観光地を1箇所以上、コースに組み入れること</p> <p>【助成内容】 貸切バスの借りに要する経費と10万円(1台当たり・福島県空港片道利用は半額)を比較して低い方の額。</p> | 令和5年4月1日 | 令和6年3月31日 (予算額に達し次第終了) | 福島県内外を問わない。 ・一般社団法人日本旅行業協会または一般社団法人全国旅行業協会に加盟している旅行会社 ・福島県空港利用促進協議会会長が特に認める旅行会社 ・上記の条件を満たす複数の旅行会社により構成される団体等 | 1団体当たり10名以上 ※1事業者当たりの上限は20万円/年 | × | 福島県空港利用促進協議会 | 024-521-7127 | http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031b/kashikiribus.html |

| No. | 市区町村 | 誘客事業名称 | 事業内容 | 事業開始月日 | 事業終了月日 | 助成対象 (県外在住対象など) | 対象人数等 | 県助成との併用 | 問合せ先名称 | 問い合わせ先 電話番号等 | 詳細ホームページ |
|-----|------|-----------------------|--|----------|------------------------------------|--|----------|---------|--------------------------------------|-----------------|---|
| 13 | 東京都 | 被災地応援ツアー(宿泊旅行又は日帰り旅行) | 東京都内の旅行会社が企画する福島県への宿泊または日帰り旅行商品を公益財団法人東京観光財団が「被災地応援ツアー」に指定し、この商品に申込をした旅行者について、以下のとおり旅行代金を割引いたします。 ・宿泊:1名1泊あたり3,000円(2泊まで) ・日帰り:1名1回あたり1,500円 | 令和5年4月1日 | 令和6年3月31日に出発する旅行まで (予算額に達し次第終了) | 都内在住・在勤・在学の方 | 1人以上 | ○ | 東京観光財団 地域振興部 | 03-5579-2682 | https://www.tcvb.or.jp/fukushima/ |
| 14 | 福島県 | 福島インバウンド誘客周遊促進事業 | 海外から福島県を訪れる旅行商品の造成した旅行会社に対し、送客1名につき最大13,000円を補助します。 ・(必須)基本条件:送客数10名以上+福島県に2泊+観光地5箇所訪問→5,000円/人 ・加算条件1:福島県内に本社または営業所を持つバス事業者を利用→5,000円/人 ・加算条件2:福島県の浜通り地方に宿泊→3,000円/人 合計 最高13,000円/人 | 令和5年4月1日 | 令和6年2月29日 (予算額に達し次第終了) | 外国人を対象に海外で募集を行い、福島県の観光地を訪問して宿泊滞在する旅行商品 | 10名以上の送客 | 要問合せ | 公益財団法人 福島県観光物産交流協会 観光部 海外誘客推進課 | 024-525-4024 | https://www.tif.ne.jp/corporation/news.html?corporation=63 |

※この一覧表は、令和5年7月27日までに公益財団法人福島県観光物産交流協会に回答を頂いた内容を基に作成しました。